

令和 7 年度

国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区
受益地調査・営農計画等検討業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容															
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1 条	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区受益地調査・営農計画等検討業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第1-2 条	本業務は、渡良瀬川沿岸地区において、受益地調査及び営農計画等の検討を行うものである。															
(場 所) 第1-3 条	本業務において対象となる位置は、栃木県足利市及び群馬県桐生市ほか3市4町地内で、別添位置図に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第1-4 条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。															
(一般事項) 第1-5 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。 (3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。 (4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。 (5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。															
(管理技術者) 第1-6 条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td>技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>〃</td><td>農 業</td><td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td></tr><tr><td>博士</td><td>当該業務に関連する学術部門</td><td>－</td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td>－</td></tr></table> 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	－	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	－														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	－														

項 目	内 容												
(担当技術者) 第 1-7 条	担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。												
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。												
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。												
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル</td><td>(株)大成出版社</td><td>平成 27 年 9 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月				
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月										
1	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月										
(作業条件) 第 2-2 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。												
(参考図書) 第 2-3 条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発 行 所</th><th>制定(改訂)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(一社)農業土木事業協会</td><td>平成 5 年 3 月</td></tr><tr><td>2</td><td>農業農村整備事業計画作成便覧</td><td>(株) 地球社</td><td>平成 15 年 8 月</td></tr></table>	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月	2	農業農村整備事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月
番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月										
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月										
2	農業農村整備事業計画作成便覧	(株) 地球社	平成 15 年 8 月										

項 目	内 容																		
(貸与資料) 第 2-4 条	貸与資料は、次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table> また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。	貸 与 資 料	数量	事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式	平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式	令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務 報告書	1 式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査その他業務 報告書	1 式	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書	1 式
貸 与 資 料	数量																		
事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)	1 式																		
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書	1 式																		
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																		
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																		
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書	1 式																		
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務 報告書	1 式																		
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査その他業務 報告書	1 式																		
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他業務 報告書	1 式																		
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 (4) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。																		
(関連業務) 第 2-6 条	本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務名</th><th>業務実施期間 (予定)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務</td><td>R7.5～R8.3</td></tr> </tbody> </table>	業務名	業務実施期間 (予定)	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R7.5～R8.3														
業務名	業務実施期間 (予定)																		
令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区事業計画等策定業務	R7.5～R8.3																		
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 【作業項目内訳表】に示すとおりである。																		
(作業の留意点) 第 3-2 条	業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条、第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。																		

項 目	内 容
	る。 (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。 (3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。 (4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。 (5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。 (6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。 (7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。 (8) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
第 4 章 打合せ （打合せ） 第 4-1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 (1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（一筆調書の更新段階） 第 3 回 中間打合せ（営農計画（案）の作成段階） 第 4 回 中間打合せ（受益面積の集計、営農計画（案）の取りまとめ段階） 最終回 報告書原稿作成段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 1－11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 (2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。
第 5 章 技術提案書の 取扱いについて 第 5-1 条	技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第 1－11 条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあつては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。
第 6 章 成果物 （成果物） 第 6-1 条	成果物を共通仕様書第 1－17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）により別途 1 部を提出するものとする。

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 6-2 条 第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7-1 条 第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8-1 条 (再調査) 第 8-2 条	2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。 3. 要約版 1 部 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1－6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。 調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。

令和7年度 国営土地改良事業地区調査 渡良瀬川沿岸地区受益地調査・営農計画等検討業務

〔 作 業 項 目 内 訳 表 〕

作 業 項 目	作 業 内 容	作業量
1 準備作業		
1-1 資料の検討	過年度に実施した調査結果等、貸与された資料を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式
1-2 現地調査	本業務の実施に当たり必要となる現地調査を行う。	一式
2 受益地調査		
2-1 一筆調書の更新及び受益面積の集計	過年度に整理した一筆調書について、発注者より貸与する土地改良区土地原簿、農地台帳(いずれも最新時点)を基に、更新作業(転用、分筆、合筆、地目変更、耕作者情報など)、必要に応じて土地登記簿による確認、土地改良区等への確認を行うとともに、受益面積の集計を行う。 ・9市町、7土地改良区:約6,500ha(約54,100筆) ・作業に必要な登記事項証明書は発注者が取得、貸与する。	一式
2-2 GISデータの更新	過年度に整理したGISデータについて、一筆調書と整合を図り更新する。 また、受益図の更新を行う。	一式
3 営農計画調査		
3-1 営農計画(案)の更新・検討	過年度に整理した営農計画(案)(事業概要、地域の概要、地域農業の現状と課題、営農計画の基本方針、関係機関における農業振興方策まとめ、土地利用計画(案)、作付体系等)について、受益地調査、最新の統計資料、市町の転作実績、県・市町の各種振興計画及び過年度の営農検討部会での検討等を踏まえて、更新する。 土地利用計画(案)に用いる市町の転作実績について、過年度の整理では、受益が含まれる関係大字を抽出して集計していたが、市町全体の集計値に見直す。また、転作実績における調整水田等の集計方法を見直す。 営農計画(案)に経営計画(案)を追加する。具体的には、発注者より貸与する「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」等を踏まえ、地域を代表する営農類型を設定し、各類型の経営収支を算定する。	一式
3-2 水稻の収量・品質に関する実証調査及び調査結果の検証・取りまとめ	作物生産効果及び品質向上効果の算定に必要な「事業なかりせば」の水稻(1品種)の単収及び品質を明らかにする実証調査を行い、調査結果の検証及び取りまとめを行う。 用水供給を行わない「実証区」及び用水供給を行う「対照区」とするほ場(筆)は発注者において選定する。 ・実証区:2筆 ・対照区:2筆 選定したほ場において、調査範囲を定め、(1)生育調査、(2)気象調査、(3)収量調査及び(4)品質調査の結果について検証及び取りまとめを行う。 ※(1)生育調査のうち田植期から落水期までの現地作業(ほ場での写真撮影)は発注者が行い、調査結果を受注者へ提供する。 ※(1)生育調査のうち収穫期の現地作業(ほ場での写真撮影、草勢調査)は受注者が行う。現地作業に必要なカメラ、スケール等は受注者が準備する。 ※(3)収量調査の現地作業(ほ場での計測・刈取作業、脱穀・乾燥・調製、粗玄米重測定・玄米重歩合算定)は受注者が行う。ほ場での計測・刈取作業に必要なスケール、鎌等は受注者が準備する。脱穀、乾燥、調製、粗玄米重測定・玄米重歩合算定に必要な作業場所及び調査器具は発注者が準備する。 ※(4)品質調査は発注者が行い、調査結果を受注者へ提供する。	一式
4 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式

※本地域の受益市町は、足利市、太田市、桐生市、館林市、みどり市、千代田町、大泉町、板倉町、邑楽町(9市町)

※本地域の関係土地改良区は、阿左美沼、岡登堰、藪塚台地、三栗谷用水、待矢場両堰、邑楽、板倉台地(7土地改良区)